

平成30年第5回常陸太田市議会定例会会議録

平成30年12月3日（月）

議 事 日 程（第1号）

平成30年12月3日午前10時開議

日程第 1 会期の決定

日程第 2 議案第79号 常陸太田市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の全部改正について

議案第80号 常陸太田市議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部改正について

議案第81号 常陸太田市認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第82号 地方公営企業法の規定を適用することに伴う関係条例の整備について

議案第83号 常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について

議案第84号 常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について

議案第85号 常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について

議案第86号 常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について

議案第87号 常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について

議案第88号 常陸太田市立水府小・中学校一貫教育学校校舎建築工事請負契約について

議案第89号 常陸太田市民交流センター屋根・外壁改修工事請負契約について

日程第 3 議案第90号 平成30年度常陸太田市一般会計補正予算（第5号）について

議案第91号 平成30年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第92号 平成30年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

議案第93号 平成30年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第94号 平成30年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第95号 平成30年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第96号 平成30年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

について

議案第97号 平成30年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第98号 平成30年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について

本日の会議に付した事件

日程第 1 会期の決定

日程第 2 議案第79号ないし議案第89号（一括上程・提案理由説明）

日程第 3 議案第90号ないし議案第98号（一括上程・提案理由説明）

出席議員

12番	成井小太郎	議長	11番	高星勝幸	副議長
1番	森山一政	議員	2番	小室信隆	議員
4番	諏訪一則	議員	5番	藤田謙二	議員
6番	深谷渉	議員	7番	平山晶邦	議員
8番	益子慎哉	議員	9番	菊池伸也	議員
10番	深谷秀峰	議員	13番	茅根猛	議員
14番	川又照雄	議員	15番	後藤守	議員
16番	黒沢義久	議員	17番	高木将	議員
18番	宇野隆子	議員			

欠席議員

3番 菊池勝美 議員

説明のため出席した者

大久保太一	市長	宮田達夫	副市長
石川八千代	教育長	加瀬智明	政策推進室理事
西野千里	総務部長	綿引誠二	企画部長
鈴木淳	市民生活部長	岡部光洋	保健福祉部長
武藤範幸	農政部長	小瀧孝男	商工観光部長
真中剛	建設部長	根本康弘	会計管理者
江尻伸彦	上下水道部長	宇野智明	消防長
生天目忍	教育部長	弓野政人	農業委員会事務局長
柴田道彰	秘書課長	根本勝則	総務課長
江幡治	監査委員		

事務局職員出席者

笹 川 雅 之 事 務 局 長 鴨志田 智 宏 次長兼議事係長
小 林 博 則 総 務 係 長

午前１０時開会

○成井小太郎議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は１７名であります。

便宜、欠席議員の氏名を申し上げますから、ご了承願います。

３番菊池勝美議員、以上１名であります。

よって、定足数に達しております。

これより平成３０年第５回常陸太田市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○成井小太郎議長 会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員には、会議規則第８８条の規定により

４ 番 諏 訪 一 則 議 員 １ ３ 番 茅 根 猛 議 員
の両名を指名いたします。

諸般の報告

○成井小太郎議長 諸般の報告を行います。

初めに、議長会の経過についてご報告いたします。去る１０月１日那珂市において県北市議会議長会が、同じく２３日行方市において茨城県市議会議長会が開催されました。会議内容については、お手元に配付いたしました報告書によりご承知願います。

次に、教育委員会から、平成３０年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書がお手元に配付されておりますとおり提出されましたので、ご報告いたします。

次に、敦賀市表敬訪問並びに茨城県市議会議長会議員研修会の議員派遣を９月議会で議決しておりましたが、１０月１９日及び１１月２１日の全員協議会において報告がありましたとおりでございます。

次に、監査委員から、平成３０年９月、１０月及び１１月の例月現金出納検査の結果について、報告が別紙写しのとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、「地方自治法」第１２１条の規定により、提出案件説明のため、次の者を議場に出席するよう要求いたしましたのでご報告いたします。

市 長 大久保 太 一 君	副 市 長 宮 田 達 夫 君
教 育 長 石 川 八千代 君	政策推進室理事 加 瀬 智 明 君
総 務 部 長 西 野 千 里 君	企 画 部 長 綿 引 誠 二 君

市民生活部長	鈴木 淳 君	保健福祉部長	岡 部 光 洋 君
農 政 部 長	武 藤 範 幸 君	商工観光部長	小 瀧 孝 男 君
建 設 部 長	真 中 剛 君	会 計 管 理 者	根 本 康 弘 君
上下水道部長	江 尻 伸 彦 君	消 防 長	宇 野 智 明 君
教 育 部 長	生天目 忍 君	農業委員会事務局長	弓 野 政 人 君
秘 書 課 長	柴 田 道 彰 君	総 務 課 長	根 本 勝 則 君
監 査 委 員	江 幡 治 君		

以上、１９名でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

市長挨拶

○成井小太郎議長 この際、市長より招集のご挨拶を願います。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 皆さん、おはようございます。平成３０年第５回の市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙中にもかかわらずご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。また、日ごろから議員の皆様には市政の進展と円滑なる運営のために格別なるご高配を賜っておりまして、深く感謝を申し上げる次第でございます。

さて、現在、新年度予算の編成作業を進めているところでございますが、人口減少、高齢化の進行による市税収入の減少、普通交付税におけます再来年度の一本算定に向けた合併算定替えの縮減と歳入の減少傾向は継続する見込みでありますので、健全な財政運営を基本に、人口減少社会への対応と地域の活性化に向けまして、実効性とスピード感を重視しながら、選択と集中の視点に立って予算編成に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、９月の第４回市議会定例会以降の主な出来事につきましてご報告をさせていただきます。

初めに、東海第二発電所の再稼働をめぐる動きでございます。去る１１月９日に開催されました原子力所在地域首长懇談会におきまして、日本原子力発電から新規制基準による原子力規制委員会の一連の審査が終了したとの報告を受けたところでございます。あわせまして、日本原子力発電と周辺６市村で結ぶ新安全協定の実質的事前了解権につきまして話し合い、首长間において、１市村でも了解しなければ先に進めないとの認識で一致をしたところでございます。また、同月２５日に開催されました合同会議におきましては、日本原子力発電の副社長から、自身の拒否権を否定する発言に対しまして、発言の撤回と謝罪を受けたところでございます。引き続き、日本原子力発電に対しましては誠意ある対応を求めていきますとともに、再稼働の可否につきましては、市民からの意見を聞きながら、市民の安全・安心を第一に慎重に対応してまいります。

次に、市内そば店による新たな組織についてでございます。去る１０月３１日に、市内のそば店２０店舗の参加のもとで「常陸太田のおそば屋さんの会」が設立をされたところです。そば店の魅力、ブランド力やおもてなしの向上を目指しまして組織したわけでございますが、さらなる店舗のレベルアップが図られることによりまして集客力が向上することを期待しているところで

ございます。

次に、空家等対策協議会の設立についてでございます。去る１１月１２日に、各分野の専門家、地域住民、関係機関などによる空家等対策協議会を設立したところでございます。空き家等対策の方向性を示す空き家等対策計画の作成、特定空き家の対処方法などにつきまして、委員の皆様からご意見をいただきながら、速やかに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、鯨ヶ丘地区に整備中の子育て世帯向けの賃貸住宅、ファミリーユクじらヶ丘についてでございます。現在、子育て世帯の経済的負担の軽減と市内への定住を促進することを目的に、来年１月の完成を目指しまして整備を進めておりますが、あわせまして、市外からの転入者を対象に、３月からの入居者を募集をしているところでございます。引き続き、安心して子育てができる環境を整えまして、定住促進を図ってまいります。

次に、今回提案いたします一般会計補正予算でございますが、防犯カメラ設置費、また、市内の小中学校及び幼稚園のエアコン設置費、前年度生活保護費国庫負担金等の精算に伴う返還金、各種サービスの利用増によりまする障害者の自立支援給付費など、合計４億３、２８６万円を追加をいたしまして、総額を２４８億１、２７９万円とするものでございます。

最後に、本定例会に提案をさせていただきます案件でございますが、条例の全部改正１件、条例の一部改正２件、関係条例の整備１件、公の施設にかかわる指定管理者の指定５件、工事請負契約２件、平成３０年度補正予算９件、合わせまして２０件でございます。

会期中に人事院勧告に基づきまする国に準じた処置等にかかわる条例の一部改正及びこれに付随いたしまする補正予算を国会の審議の状況を踏まえまして、追加提案する予定でございますので、よろしくお願いをいたします。

各議案の提案理由につきましては、議題となりましたときに副市長及び担当部長からご説明をさせていただきます。各議案とも慎重にご審議をいただきまして、原案のとおり可決を賜りますようお願いを申し上げます。招集の挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○成井小太郎議長 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりいたします。

日程第１ 会期の決定

○成井小太郎議長 日程第１、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、お手元に配付いたしました会期予定表のとおり、本日から１２月１４日まで１２日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○成井小太郎議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から１２月１４日まで１２日間と決定いたしました。

日程第２ 議案第７９号ないし議案第８９号

○成井小太郎議長 次、日程第２，議案第７９号常陸太田市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の全部改正について、議案第８０号常陸太田市議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部改正について、議案第８１号常陸太田市認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第８２号地方公営企業法の規定を適用することに伴う関係条例の整備について、議案第８３号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、議案第８４号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、議案第８５号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、議案第８６号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、議案第８７号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、議案第８８号常陸太田市立水府小・中学校一貫教育学校校舎建築工事請負契約について、議案第８９号常陸太田市民交流センター屋根・外壁改修工事請負契約について、以上１１件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔宮田達夫副市長 登壇〕

○宮田達夫副市長 議案第７９号及び議案第８２号を除く９件につきまして、提案者にかわりましてご説明申し上げます。

議案書の６ページをお開き願います。

議案第８０号は、常陸太田市議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、「公職選挙法の一部を改正する法律」が平成２９年６月２１日に公布され、平成３１年３月１日から施行されることに伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。内容につきましては改正のポイントをまとめた資料を作成いたしましたので、恐れ入りますが、お配りしました平成３０年第５回市議会定例会議案第８０号資料をご覧ください。

１、改正内容、（１）選挙運動費用の公費負担対象の追加でございますが、「公職選挙法」が改正され、選挙運動用ビラの頒布が地方議員等の選挙においても可能となったことを受け、本市の議員及び長の選挙における公費負担の対象に選挙運動用ビラの作成を表中、太線で囲んでおります②のとおり追加するものでございます。公費負担の限度額につきましては、選挙運動用ビラ１枚の作成単価を７円５１銭とし、頒布可能枚数は、市議会議員におきましては４、０００枚、市長におきましては１万６、０００枚までを上限として定めるものでございます。

（２）におきましては、ただいまご説明いたしました公費負担の対象が追加となることに伴い、その手続に関する規定を追加するものでございます。第６条は、ビラ作成に当たっては作成業者と有償による契約を行い、その旨を選管に届け出る規定、第７条は、ビラ作成による費用を作成業者からの請求に基づき支払う規定を追加いたしました。

（３）の条例名称の改正でございますが、現行条例は公費負担の対象を列挙した名称となっており、新たに選挙運動用ビラが追加になったことに伴い、選挙運動の公費負担を定める趣旨の名称に、改正案でございますが、「常陸太田市議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担

に関する条例」に改正するものでございます。

2の施行日でございますが、本条例は平成31年3月1日から施行し、施行日以降に期日を告示される選挙から適用するものでございます。

議案第80号は以上でございます。

恐れ入りますが、議案書にお戻り願います。12ページをお開き願います。

議案第81号は、常陸太田市認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、保育需要の増加への対応と待機児童の解消を図るため、常陸太田市金砂郷保育園及び常陸太田市立金郷幼稚園を統合し、新たに認定こども園常陸太田市うぐいすこども園を開設し、また、常陸太田市すいふこども園の園舎移設に伴い位置の変更を行うため、本条例の一部改正を行うものでございます。

13ページをご覧ください。中段の表をご覧ください。第3条中の表中の下段、2行目に常陸太田市うぐいすこども園を加え、また、3行目の常陸太田市すいふこども園につきましては、位置を国安町663番地から松平町1136番地に変更いたします。

附則でございます。第1項の施行期日でございますが、本条例は平成31年4月1日から施行いたします。

第2項は経過措置でございます。認定こども園に関する入園の手続等をこの条例の施行日の前においても行うことができるものとするものでございます。また、この条例の施行日までに、現行の金砂郷保育園、金郷幼稚園に入園している子どもの保護者が施行後のうぐいすこども園への継続入園を希望する場合には、市長の承認を受けたものとみなすものでございます。

14ページをお開き願います。第3項は、常陸太田市こどもセンターの設置及び管理に関する条例の廃止を行うものでございます。これは、こどもセンターが認定こども園に移行することに伴い、本条例を廃止するものでございます。

第4項は、常陸太田市公共施設の暴力団等排除に関する条例の別表中、常陸太田市こどもセンターの設置及び管理に関する条例の項を削除するものでございます。

第5項は、常陸太田市保育所設置条例の別表中、常陸太田市金砂郷保育園の項を削除するものでございます。

第6項は、常陸太田市立幼稚園設置条例の別表中、常陸太田市立金郷幼稚園の項を削除するものでございます。

議案第81号は以上でございます。

議案第82号につきましては、後ほど、上下水道部長からご説明申し上げます。

恐れ入りますが、大きく飛びまして、議案書の57ページをお開き願います。議案第83号から61ページの議案第87号までの5議案につきましては、「地方自治法」第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者を指定するため、議会の議決をお願いするものでございます。内容につきましては、恐れ入りますが、お配りいたしましたA3横長の平成30年第5回市議会定例会議案第83号から第87号資料により、一括してご説明いたします。

1の事業者募集の状況でございますが、表中の施設名に記載のとおり、常陸太田市営斎場から常陸太田市民交流センターまでの7つの公の施設につきまして、5者の指定を行うものでございます。

議案第83号の市営斎場及び議案第87号の市民交流センターにつきましては9月28日から10月29日までの公募により、その他の施設につきましては非公募により指定管理予定者を選定するため、11月6日に指定管理者選定委員会を開催いたしました。指定管理者選定委員会におきましては、審査基準にございますように、施設の利用者の平等な利用が確保されるものであるか、施設の効果が最大限に発揮されるものであるかなど、ご覧の5項目の審査基準により、指定管理予定者として適格であるかどうかについて審議・選定したところでございます。

2の指定管理予定者の概要等をご覧願います。まず、議案第83号の施設、常陸太田市営斎場は、公募により1者から応募のありました一般財団法人里美ふさと振興公社を指定管理予定者とするものでございます。指定期間につきましては、維持・管理が主たる業務のため、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間としてございます。

議案第84号の施設、常陸太田市営里美斎場及び議案第85号の施設、常陸太田市里美カントリ牧場、里美温泉保養センター、総合交流ターミナルは、里美地区における公の施設の一体的な指定管理を視野に入れ、非公募により、一般財団法人里美ふさと振興公社を指定管理予定者とするものでございます。指定期間につきましては、施設の維持・管理とソフト事業を一体的に実施する施設のため、本来であれば5年間の指定とする施設ではございますが、平成29年に策定しました公社の経営健全化計画に基づき事業を実施しておりますため、経営状況注視の観点から、平成33年度までのおおむね5カ年を目途に、1年ごとに見直しを図るため、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの1年間としてございます。

議案第86号の施設、道の駅ひたちおおたは、非公募により、常陸太田産業振興株式会社を指定管理予定者とするものでございます。指定期間につきましては、施設の維持・管理とソフト事業を一体的に実施する施設のため、本来であれば5年間の指定とする施設ではございますが、施設の運営を開始してからまだ間もなく、見直しを図りながら管理業務を進める必要があるため、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間としてございます。

議案第87号の施設、常陸太田市民交流センターは、公募により1者から応募のありました株式会社ケイミックスパブリックビジネスを指定管理予定者とするものでございます。指定期間につきましては、施設の維持・管理とソフト事業を一体的に実施する施設のため、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間としてございます。

参考といたしまして、各指定管理予定者の主な実績及び財政状況について記載してございますので、後ほどご覧置き願います。

議案第83号から議案第87号は以上でございます。

恐れ入りますが、議案書にお戻り願います。62ページをお開き願います。

議案第88号は、常陸太田市立水府小・中学校一貫教育学校校舎建築工事請負契約についてでございます。平成30年10月12日に一般競争入札に付した常陸太田市立水府小中学校一貫教

育学校校舎建築工事について、請負契約を締結するため、「地方自治法」第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

3の契約の金額は9億8,820万円、4の契約の相手方は、水戸市泉町に水戸支店があるりんかい日産建設株式会社と常陸太田市上高倉町の株式会社小池住建によるりんかい日産・小池特定建設工事共同企業体でございます。代表者は水戸市泉町3丁目4番28号のりんかい日産建設株式会社水戸支店執行役員支店長、永山健次でございます。

63ページをお開き願います。建築工事の概要でございます。1の施設概要でございますが、建築場所は常陸太田市町田町696番地、構造は木造2階建て、床面積は4,733.88平方メートルで、2の主要室でございますが、普通教室、特別支援教室、特別教室などを建築するものでございます。64ページ以降に配置図、各階の平面図、立面図がございますので、後ほどご覧置き願います。

議案第88号は以上でございます。

続きまして、68ページをお開き願います。

議案第89号は、常陸太田市民交流センター屋根・外壁改修工事請負契約についてでございます。平成30年10月18日に一般競争入札に付した常陸太田市民交流センター屋根・外壁改修工事について請負契約を締結するため、「地方自治法」第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

3の契約の金額は3億3,480万円、4の契約の相手方は、日立市城南町に本社がある鈴縫工業株式会社と常陸太田市岡田町の大木建設株式会社による鈴縫・大木特定建設工事共同企業体でございます。代表者は、日立市城南町1丁目11番31号の鈴縫工業株式会社代表取締役、鈴木一良でございます。

69ページをお開き願います。1の施設概要でございますが、建築場所は常陸太田市中城町3210番地、構造は鉄筋コンクリートづくり2階建て、床面積は4,997.45平方メートルで、2の改修工事内容でございますが、屋根、屋上防水、外壁塗装の改修工事を行うものでございます。70ページ以降に配置図、屋根伏図、立面図がございますので、後ほどご覧置き願います。

議案第89号は以上でございます。

提出議案に係る私からの説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○成井小太郎議長 上下水道部長。

〔江尻伸彦上下水道部長 登壇〕

○江尻伸彦上下水道部長 議案第79号及び議案第82号について、提案者にかわりましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の1ページをお開き願います。

議案第79号は、常陸太田市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の全部改正についてでございます。

提案理由でございますが、「地方公営企業法」を簡易水道事業、公共下水道事業、特定環境保

全公共下水道事業、農業集落排水事業及び戸別合併処理浄化槽設置整備事業に適用し、上下水道事業を設置するため、本条例の全部改正を行うものでございます。

2 ページをご覧ください。主な内容につきましては、題名を「常陸太田市上下水道事業の設置等に関する条例」に改正し、第 1 条で第 1 号水道事業、第 2 号工業用水道事業に加えて、第 3 号簡易水道事業、第 4 号下水道事業、第 5 号農業集落排水事業、第 6 号戸別合併処理浄化槽設置整備事業を追加するものでございます。

第 2 条は、法の適用範囲で追加した事業について「地方公営企業法」の全部を適用するものでございます。

第 3 条第 2 項は、事業計画で、第 1 号水道事業、第 2 号工業用水道事業に加える第 3 号簡易水道事業から第 6 号戸別合併処理浄化槽設置整備事業の 4 事業につきましては、おのこの事業の設置条例に定めるとおりとするものでございます。

4 ページをご覧ください。4 ページの第 4 条は組織に関する情報ですが、管理者を置かないこととし、管理者の権限を行う市長の事務を処理させるため、上下水道部を置くとするものです。

第 5 条から第 8 条については、事業名を水道事業から上下水道事業に改正し、文言の整理を行ったものでございます。

5 ページをご覧ください。5 ページ下段の附則でございますが、第 1 項で施行日を平成 31 年 4 月 1 日とし、第 2 項では不要となる特別会計条例を廃止するものでございます。

議案第 79 号は以上でございます。

続きまして、16 ページをお開き願います。

議案第 82 号は、地方公営企業法の規定を適用することに伴う関係条例の整備についてでございます。

提案理由でございますが、「地方公営企業法」の規定を簡易水道事業、下水道事業、農業集落排水事業及び戸別合併処理浄化槽設置整備事業に平成 31 年 4 月 1 日から適用することに伴い、関係条例の整備を行うものでございます。

17 ページをご覧ください。主な内容といたしましては、第 1 条で行政組織条例から上下水道部及び簡易水道課、下水道課を削るものでございます。

第 2 条及び第 3 条は、公共下水道事業償還基金及び農業集落排水事業償還基金の管理を特別会計から下水道事業等会計に変更するものでございます。

第 2 条から第 17 条までの共通する事項は、「市長又は管理者」の表記を「管理者の権限を行う市長」への改正、及び「市規則又は規則」の表記を「規程」に改正するものでございます。

18 ページ及び 19 ページをご覧ください。第 5 条、第 8 条及び第 10 条は、戸別合併処理浄化槽設置事業、農業集落排水事業及び下水道事業の運営審議会条例の変更に係るもので、根拠条例を「地方自治法」から「地方公営企業法」に変更するものでございます。

20 ページをご覧ください。20 ページの第 14 条は、地域下水道の設置及び管理に関する条例に関するもので、里美地区の中の町団地及びうぐいす台団地を削除するものでございます。これは、それぞれの下水道処理施設の管理を市営住宅の入居者に変更することに伴い削除するもの

でございます。

続きまして、条文が前後して恐縮ではございますが、18ページの第6条、20ページの第16条及び21ページの第17条は、簡易水道事業給水条例、水道事業給水条例及び工業用水道事業給水条例の過料に関するもので、「水道事業の管理者としての権限を行う市長」となっているものを「市長（上下水道事業の管理者の権限を行う市長をいう。規定により過料を科する場合を除き、以下同じ。）」とします。過料を科する権限は、管理者としての権限を行う市長ではなく、本来の市長にあることから、この条文を設けるものでございます。

21ページの下段の附則第1項では、施行期日を平成31年4月の1日とし、第2項では経過措置を定めてございます。

議案第82号は以上でございます。

なお、議案第79号及び議案第82号に係る説明資料を別途配付してございますので、後ほどご参照いただければと思います。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○成井小太郎議長 説明は終わりました。

日程第3 議案第90号ないし議案第98号

○成井小太郎議長 次、日程第3、議案第90号平成30年度常陸太田市一般会計補正予算（第5号）について、議案第91号平成30年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第92号平成30年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、議案第93号平成30年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第94号平成30年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第95号平成30年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第96号平成30年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第97号平成30年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第98号平成30年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について、以上9件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔宮田達夫副市長 登壇〕

○宮田達夫副市長 議案第90号から議案第96号までの7件につきまして、提案者にかわりましてご説明申し上げます。

補正予算関係議案の7件でございます。恐れ入りますが、別冊横長の平成30年第5回常陸太田市議会定例会補正予算書をご覧ください。1枚おめくり願います。

議案第90号は、平成30年度常陸太田市一般会計補正予算（第5号）でございます。1ページをお開き願います。

第1条で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億3,286万円を追加し、総額を248億1,279万円とするものでございます。第2条で繰越明許費の設定、第3条で債務負担行為の補正、第

4条で地方債の補正を行っております。

主な補正内容につきましては、事項別明細書よりご説明いたします。

恐れ入りますが、10ページをお開き願います。

歳入でございます。1段目の14款1項国庫負担金及び4段目の15款1項1目民生費県負担金のうち1節社会福祉費負担金の補正につきましては、歳出予算において補正をいたします障害者自立支援給付費の財源といたしまして、合わせまして、3,507万9,000円を追加するものでございます。

恐れ入りますが、2段目にお戻り願います。14款2項1目総務費国庫補助金につきましては、歳出予算の減額による補正でございます。

同款同項6目教育費国庫補助金の補正につきましては、歳出予算において補正をいたします小中学校及び幼稚園のエアコン設置事業の財源として、合わせまして8,272万1,000円を追加するものでございます。

最下段の16款1項2目利子及び配当金の補正につきましては、各種基金原資の運用による利子収入といたしまして、合わせまして691万4,000円を追加するものでございます。

11ページをご覧願います。2段目の18款繰入金の補正につきましては、事業費の確定などにより財政調整基金繰入金を減額するものでございます。

3段目の20款4項3目雑入の右側、説明の欄下段の後期高齢者医療療養給付費精算金の補正につきましては、前年度負担金の確定によりまして、4,906万円を追加するものでございます。

最下段の21款市債の補正につきましては、歳出予算で補正をいたします小中学校及び幼稚園のエアコン設置事業の財源といたしまして、合わせまして2億8,740万円を追加するものでございます。

続きまして、12ページをお開き願います。

歳出でございます。2款1項1目一般管理費のうち3節職員手当等の補正につきましては、今年9月に実施いたしました国体プレ大会において、雨天による会期の延長により係員の時間外勤務が増えたこと等に伴い、730万円を追加するものでございます。同款同項11目市民活動費のうち15節工事請負費の補正につきましては、防犯カメラを設置する費用として、987万6,000円を追加するものでございます。防犯カメラにつきましては、県が今年度新設した補助制度の活用を視野に設置について検討を進めてきたところですが、補助要件が本市のスキームに合わなかったことから、独自に設置することとしたものでございます。警察や関係機関と連携し、来年度実施される全国障害者スポーツ大会の安全対策も考慮しつつ、犯罪の抑止、安全な通学、環境対策等に効果的な場所として選定した市内15カ所に23台設置することといたしました。

同款同項13目地域振興費の補正につきましては、交流人口拡大を図るため、フォレストリゾート推進協議会が実施する事業に対し支援を行うこととしたところですが、事業の拠点である里山ホテルの営業終了に伴い事業の継続が困難となりましたことから、当初予算に計上した補助金の全額を減額するものでございます。

同款同項16目諸費の補正につきましては、平成29年度生活保護費国庫負担金等の精算に伴

う返還金等として、4,290万2,000円を追加するものでございます。

下段の3款1項2目老人福祉費の補正につきましては、敬老祝金支給事業の確定に伴い減額するものでございます。

同款同項4目障害者福祉費の補正につきましては、自立支援給付費における各種サービスの利用件数の増加により、4,677万3,000円を追加するものでございます。

13ページをご覧ください。最下段の5款1項5目農地費の19節負担金・補助及び交付金の補正につきましては、多面的機能支払交付金事業の確定に伴い減額するものでございます。

14ページをお開き願います。5段目の9款2項小学校費、及び最下段の9款3項1目の学校管理費、並びに15ページ2段目の9款4項の幼稚園費の補正につきましては、市内小中学校及び幼稚園にエアコンを設置する費用といたしまして、合わせまして、工事請負費3億7,016万6,000円を追加するものでございます。

戻りまして、15ページ上段は、款、項の記載はございませんが、9款3項中学校費でございます。2目教育振興費の補正につきましては、中学生海外派遣事業の確定に伴い減額するものでございます。

1つ飛びまして、9款5項1目社会教育総務費の補正につきましては、県から派遣されております生涯学習課配属の社会教育主事の身分について、今年度より派遣期間中は市の職員として取り扱うこととなったことに伴い、県への負担金を減額するものでございます。

恐れ入りますが、5ページにお戻り願います。第2表は繰越明許費でございます。小学校、中学校及び幼稚園整備事業、エアコン設置でございますが、これにつきましては、平成30年度末までの事業完了が見込めませんことから、それぞれの金額を翌年度に繰り越すものでございます。

6ページをお開き願います。第3表は債務負担行為補正でございます。1の追加でございますが、来年4月当初からの業務開始に当たり、平成30年度中に契約事務を進める必要があります記載の5件につきまして、それぞれの限度額の範囲において債務の負担を行うものでございます。

7ページをご覧ください。第4表は地方債補正でございます。1の追加でございますが、小学校、中学校及び幼稚園整備事業費、いずれもエアコンの設置でございますが、この財源といたしまして、合わせて2億8,740万円を追加するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございますので、後ほどご覧置き願います。

議案第90号は以上でございます。

続きまして、議案第91号は、平成30年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。1ページをお開き願います。

第1条で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億259万5,000円を追加し、総額を59億6,060万円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、事項別明細書よりご説明いたします。

恐れ入りますが、6ページをお開き願います。

歳入でございます。5款1項県補助金につきましては、今回の歳出予算の増額補正に伴いまして、1節普通交付金2億213万1,000円、2節特別交付金32万4,000円を増額するもの

でございます。

7 款 2 項基金繰入金につきましては、歳入歳出の予算調整による増額でございます。

7 ページをご覧ください。歳出でございます。

1 款 1 項総務管理費につきましては、平成 31 年度より実施されます 70 歳以上の被保険者の高額療養費支給申請手続の簡素化に対応するためにシステムを改修する費用として、32 万 4,000 円を追加するものでございます。

2 款 1 項療養諸費につきましては、保険給付費の増額に伴い、1 億 7,164 万 5,000 円を増額するものでございます。

同款 2 項高額療養費につきましても同様により、3,048 万 6,000 円を増額するものでございます。

最下段 7 款 1 項償還金及び還付加算金につきましては、平成 29 年度の事業実績に伴う国庫返還金でございます。

議案第 91 号は以上でございます。

続きまして、議案第 92 号は、平成 30 年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）でございます。1 ページをお開き願います。

第 1 条で、歳入歳出予算の総額から、それぞれ 959 万 3,000 円を減額し、総額を 6 億 9,270 万 9,000 円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、6 ページをお開き願います。

歳入でございます。3 款 1 項 2 目保険基盤安定繰入金につきましては、本年度の額の確定に伴う減額でございます。

7 ページをご覧ください。

歳出でございます。2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、低所得者等の保険料軽減分の市負担金確定に伴う減額でございます。

議案第 92 号は以上でございます。

続きまして、議案第 93 号は、平成 30 年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）でございます。1 ページをお開き願います。

第 1 条で、歳入歳出予算の総額から、それぞれ 324 万 8,000 円を減額し、総額を 60 億 3,820 万 9,000 円とするものでございます。

主な補正内容につきましては事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、6 ページをお開き願います。

歳入でございます。上段の 3 款国庫支出金から 3 段目の 5 款県支出金につきましては、介護給付費の減額に伴う補正でございます。

4 段目の 7 款 1 項一般会計繰入金の補正でございますが、歳出予算の減に伴い、58 万 4,000 円を減額するものでございます。

5 段目の同款 2 項基金繰入金につきましては、歳入歳出の予算調整による減額でございます。

7 ページをご覧ください。

歳出でございます。上段の 2 款 1 項 5 目居宅介護住宅改修費は、要介護 1 から 5 までの方の利用サービスでございますが、10 月までの利用実績から勘案し、583 万 2,000 円が不用の見込みとなるため、減額補正するものでございます。

2 段目の 2 款 2 項 4 目介護予防住宅改修費の補正でございますが、要支援 1、2 の方の利用サービスでございますが、今年度不足が見込まれるため、194 万円を追加するものでございます。

3 段目の同款 5 項高額医療合算介護サービス等費、及び最下段の 4 款 3 項その他諸費につきましても、それぞれ不足が見込まれるため、合わせまして 64 万 4,000 円を増額補正するものでございます。

議案第 93 号は以上でございます。

続きまして、議案第 94 号は、平成 30 年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）でございます。1 ページをお開き願います。

第 1 条で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 266 万 5,000 円を追加し、総額を 11 億 6,556 万 4,000 円とするものでございます。

主な補正内容につきましては事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、6 ページをお開き願います。

歳入でございます。6 款 1 項一般会計繰入金の補正でございますが、今回の補正予算の財源として 266 万 5,000 円を計上いたしました。

7 ページをご覧ください。

歳出でございます。1 款 1 項 1 目公共下水道費 27 節公課費の補正につきましては、平成 29 年度分消費税の確定によるものでございます。

議案第 94 号は以上でございます。

続きまして、議案第 95 号は、平成 30 年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第 2 号）でございます。

1 ページをお開き願います。第 1 条で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 4,350 万円を減額し、総額を 1 億 8,373 万 8,000 円とするものでございます。第 2 条で、地方債の補正を行っております。

主な補正内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、7 ページをお開き願います。

歳入でございます。3 款国庫支出金、4 款繰入金、7 款市債の減額につきましては、いずれも浄化槽設置見込み基数の減に伴うものでございます。

8 ページをお開き願います。歳出でございます。1 款 1 項 1 目戸別合併処理浄化槽設置整備事業費 13 節委託料のうち、右側説明の欄、測量調査設計委託料 350 万円の減、及び 15 節工事請負費 4,000 万円の減につきましては、当初 100 基を予定していた浄化槽設置見込み基数を 30 基減したことによるもので、合わせまして 4,350 万円を減額するものでございます。

恐れ入りますが、4 ページにお戻り願います。第 2 表は地方債補正でございます。1、変更で

ございます。特定地域生活排水処理施設事業費につきまして、限度額を、左側、１億1,630万円から、右側、8,190万円に減額するものでございます。

議案第95号は以上でございます。

続きまして、議案第96号は、平成30年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。1ページをお開き願います。

第1条で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ925万6,000円を減額し、総額を3億2,604万4,000円とするものでございます。

詳細につきましては事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、6ページをお開き願います。

歳入でございます。

3款繰入金の補正でございますが、歳出予算の増減に伴いまして、925万6,000円を減額するものでございます。

7ページをご覧ください。

歳出でございます。1款1項1目一般管理費の3節職員手当等73万7,000円の増額につきましては、国道461号北沢トンネルへの送水管新設事業において県との調整に時間を要したことや公営企業会計法適化に向けた移行作業など、業務が増加したことにより時間外勤務手当が不足する見込みとなったため、補正するものでございます。

1款2項1目維持修繕費の15節工事請負費999万3,000円の減額につきましては、組織再編のため、水府支所にある中央監視システムを瑞龍浄水場へ移設し、集中監視体制により効率的な管理体制を検討してまいりました。しかしながら、瑞龍浄水場の老朽化対策工事の計画を進めていたところ、支障となることが判明したため、今年度の移設工事につきましては延期をし、3年後の平成34年度に施工することとしたものでございます。

議案第96号は以上でございます。

本定例会の補正予算に係る私からの説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○成井小太郎議長 上下水道部長。

〔江尻伸彦上下水道部長 登壇〕

○江尻伸彦上下水道部長 議案第97号及び議案第98号について、提案者にかわりましてご説明申し上げます。

議案第97号は、平成30年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第1号）でございます。恐れ入りますが、1ページをお開き願います。

内容につきましては、第5条に債務負担行為を定めるものでございます。浄水場の運転管理及び工業用計器保守点検業務について、一括発注することにより、施設全体の管理を円滑に行えるよう、平成30年度から平成33年度まで1億4,863万3,000円の債務の負担を行い、年度内に契約事務を進めるものでございます。

続きまして、議案第98号は、平成30年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算（第1号）

でございます。1 ページをお開き願います。

水道事業会計と同様，第5条に債務負担行為を定めるもので，工業用水道事業に係る浄水場の運転管理及び工業用計器保守点検業務につきまして，平成30年度から平成33年度まで，4,953万9,000円の債務の負担を行い，年度内に契約事務を進めるものでございます。

補正予算につきましては以上でございます。ご審議のほど，よろしくお願い申し上げます。

○成井小太郎議長 説明は終わりました。

○成井小太郎議長 以上で本日の議事は議了いたしました。

次回は12月5日，定刻より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時04分散会